

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特に無し

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当無し

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、車輻運搬具、構築物、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したのものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法により減価償却している。

②権利

定額法により減価償却している。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

②賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

正規職員について、岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(3) 各拠点区分における内容

①法人本部拠点区分（社会福祉事業）

「本部」

②善友乳児院拠点区分（社会福祉事業）

「善友乳児院」

③善友保育園拠点区分（社会福祉事業）

「善友保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	95,139,634	2,778,578	10,232,281	87,685,931
合 計	95,139,634	2,778,578	10,232,281	87,685,931

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当無し

8. 担保に供している資産

該当無し

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	241,819,284	154,133,353	87,685,931
小 計	241,819,284	154,133,353	87,685,931
その他の固定資産			
建物	4,354,783	510,597	3,844,186
構築物	16,232,632	13,849,667	2,382,965
車輛運搬具	7,256,377	6,829,990	426,387
器具及び備品	43,908,095	35,857,382	8,050,713
小 計	71,751,887	57,047,636	14,704,251
合 計	313,571,171	211,180,989	102,390,182

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	20,893,854	0	20,893,854
未収補助金	8,538,230	0	8,538,230
合 計	29,432,084	0	29,432,084

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当無し

12. 関連当事者との取引の内容

該当無し

13. 重要な偶発債務

該当無し

14. 重要な後発事象

該当無し

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当無し

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

善友保育園拠点区分において、盛岡市による令和3年度児童福祉施設指導監査で、委託費の適正な執行について「令和2年度決算の当期末支払資金残高が、委託費収入の30%を超えていることを確認した。「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日付け雇児発0903第6号）」3（2）のとおり、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営費が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること」と指摘を受けたため、単年度委託費より積立金に計上したことで当期支払資金残高が大幅にマイナス計上となった。